

この書面の内容を十分にお読み下さい

(この書面は金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

商号	株式会社 光インベストメント
設立	平成4年7月7日
住所	〒135-0007 東京都江東区新大橋1-7-5 クレセント東京ヴェータワー1007
電話	03-6659-3916 (代)
資本金	5,000万円〔授權資本10,000万円〕
役員	代表取締役 近藤 由美子 取締役 近藤 輝雄
主要株主	近藤 由美子 近藤 輝雄
分析担当者	近藤 由美子 近藤 輝雄
助言の内容	上場1部、2部、ジャスダック、マザーズ、ヘラクレス 上記の有価証券及び投資手法の中から市場状況に応じて助言を行います
助言の方法	報酬等についての②による電話、電子メール、FAX等にて投資アドバイスを致します。
当社への連絡方法	お電話のお問合せ等 03-6659-3916 当社の営業日(祝祭日及び年末年始を除く 毎週月曜日より金曜日)の9:00から17:00まで ファックスでのお問合せ等 03-6659-3917 電子メール jim@hikari-investment.co.jp
助言担当者	近藤 由美子
お振込銀行口座	口座名 株式会社 光インベストメント ◎三菱東京UFJ銀行 大伝馬町支店 普通 1774000 ◎楽天銀行 第二営業所支店 7445984

○お客様及び公衆の縦覧に供すべき事項

当社の営業内容については日本投資顧問業協会並びに当社の所在地を管轄する関東財務局にて当社の登録簿を御覧になれます。

○金融商品取引業者

当社は投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです  
関東財務局長(金商)第983号  
一般社団法人日本証券投資顧問業協会 011-00557

○投資顧問契約の概要

投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基く投資判断をお客様に助言する契約

①当社の助言に基いてお客様が投資を行った成果は、全てお客様に帰属します。当社の助言はお客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任を負いません。

○租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が提要され、たとえば、株式譲渡益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します

○投資顧問契約終了の事由

投資顧問契約は次の事由により終了します。

- ・ 契約期間の終了(契約を更新する場合は除きます)
- ・ クーリングオフ
- ・ 当社が投資助言業を廃業したとき
- ・ その他止むを得ない事由により契約の継続が困難になったとき

○報酬等について

①投資顧問契約による報酬

②投資顧問契約により、国内の株式、債券の価値の分析またはこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に基づいて助言報酬をいただきます。

会員区分	報酬額(入会費)	助言の方法等
ネット会員	メルトレ ・スタンダード 7,560円(税込み)/1ヶ月 ・プレミアム 18,540円(税込み)/1ヶ月 株ネット新聞 7,560円(税込み)/1ヶ月 株ロケット 19,440円(税込み)/1ヶ月	ネットによる情報の説明。 毎日数回の更新 (助言は行いませんので成功報酬料は発生しません)
成功報酬会員	1年 500,000円(税込み) 半年 300,000円(税込み) 1カ月単位で任意に設定 50,000円/1ヶ月(税込み)	助言対象有価証券 上場1部、2部、ジャスダック、マザーズ、ヘラクレス 上記の有価証券及び投資手法の中から市場状況等に応じて電話、電子メール、FAX等にて助言をいたします。

成功報酬	成功報酬料	
成功報酬会員	当社の助言により生じた純利益の21%(税込み)	

成功報酬は、純利益に対するものです。(諸税金、手数料を差し引いたもの)

成功報酬は、銘柄別に計算いたします。

成功報酬は、純利益の20%に消費税5%を加えて計算致します。

成功報酬は、1週間以内の納入をお願いします。

売買損失が発生した場合、次回以降の売買益で清算します。

○有価証券等にかかるリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

株式投資(有価証券投資)はリスクを伴います、価格変動があり元本欠損が生じる恐れもあります。

投資に関する最終決定はお客様御自身で御判断なされますように御願い申し上げます。

① 株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります。(流動性リスク)。この結果投資元本を割り込むことがあります。

## ② 債券

価格変動リスク：債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債券発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります。(流動性リスク)。この結果投資元本を割り込むことがあります。

## ③ 信用取引等

信用取引等においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る(元本超過損が生じる)事があります。

信用取引等の対象になっている株式等の発行者又は保証会社の等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

### ○クーリングオフの適用

この投資顧問契約はクーリングオフの対象になります。具体的な取り扱いは次のとおりです。

#### ① クーリングオフ期間内の契約の解除

お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

② 解約の解除日はお客様がその書面を発した日となります。

③ 契約の解除に伴う報酬の精算は次の通りになります。

- ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約を締結するために必要な費用(封筒代、通信費等)相当額をいただきます。

- ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額(契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結日から書面を受け取った日までの日数)をいただきます。この場合一円未満の端数を切り捨て契約締結に基づいてお支払いいただいた金額より差し引いた金額をお返しいたします。

### ○禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

① お客様を相手方として又はお客様のために以下の行為を行うこと

○有価証券の売買、市場デリバティブ取引、又は外国市場デリバティブ取引

○有価証券の売買、市場デリバティブ取引、又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

○次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

- ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

- ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引、

店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ又は代理

② 当社及び当社と密接な関係にあるものが、いかなる名目によるかを問わず、お客様から金銭もしくは、有価証券の預託を受け、又は当社と密接な関係に有する者にお客様の金銭もしくは、有価証券を預託させること

③ お客様への金銭、有価証券を貸し付け、又はお客様への第三者による金銭、有価証券の貸し付けの媒介・取次ぎ、もしくは代理を行うこと

## ○苦情の解決のための体制（苦情等対応の基本方針）

①当社は、お客様からの苦情や要望（以下「苦情等」という。）に対し、真摯に対応し、十分な説明責任を果たすことにより、お客様の理解を得るよう努めるものといたします。

また、お客様からの苦情等に対しては、誠意を持って、迅速かつ適切に対応するものとします。

### （苦情処理体制及び手続き）

② 当社の苦情処理体制及び処理手続きは、次に掲げるとおりとします。

- ・ お客様からの苦情等は、弊社苦情処理部門が受け付け、その内容を記録するとともに、コンプライアンス部門に報告を行う。また、経営上重要と判断される場合は、代表取締役様に報告する。
- ・ 苦情処理部門は、お客様及び社内関係者から十分に事情を聴取し、お客様の正当な利益を損なうことのないよう誠意を持って、かつ迅速に対応する。
- ・ 苦情処理部門は、事情聴取の結果を踏まえて、コンプライアンス部門と対応方法を協議し、代表取締役への報告、承認を得た上で、お客様に対し、対応案を提示し、解決を図る。なお、必要に応じ、弁護士等専門家と相談・協議を行う。
- ・ 苦情等の対応に関与する役職員は、お客様の個人情報について、個人情報保護の観点から適切に取り扱うこととする。
- ・ 当社は、苦情等の受付窓口を、当社の店頭及びホームページに掲載その他の方法により、周知を図ることとする。

### （苦情等の再発防止に向けた取組み）

③ 当社は、受け付けた苦情等について、その発生原因を分析・究明し、代表取締役及び社内関係部門にフィードバックするとともに、社内研修等を実施し、再発防止に努めております。また、必要に応じて、社内体制の見直しも行っております。

### （苦情処理措置）

④ 当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第115条の2第1項第2号に掲げる措置を特定投資助言・代理業務に関する苦情処理措置として講じ、加入している社団法人日本証券投資顧問業協会（以下「協会」という。）が金融商品取引法（以下「法」という。）第78条の6において準用する法第77条第1項の規定により行う苦情の解決により金融商品取引業等業務関連苦情の処理を図っています。

- ・ 当社は、協会（協会の業務委託先を含む。以下、この条及び次条において同じ。）の規則を遵守し、協会が行う苦情処理の手続きに従って、苦情の解決に努めるものとします。
- ・ 当社は、協会を通じて苦情の解決を図る旨、及び協会の連絡窓口を、法第37条の3に規定する契約締結前交付書面及び法第47条の3に規定する説明書類に記載するとともに、当社の店頭及びホームページに掲載その他の方法により、周知を図ることとする。

### （紛争解決措置）

⑤ 当社は、金商業等府令第115条の2第2項第1号に掲げる措置を特定投資助言・代理業務に関する紛争解決措置として講じ、加入している協会が法第78条の7において準用する法第77条の2第1項の規定により行うあっせんにより紛争の解決を図ります。

- ・ 当社は、協会の規則を遵守し、協会が行うあっせんの手続きに従って、紛争の解決に努めるものとします。

・ 当社は、協会を通じて紛争の解決を図る旨、及び協会の連絡窓口を、法第37条の3に規定する契約締結前交付書面及び法第47条の3に規定する説明書類に記載するとともに、当社の店頭及びホームページに掲示その他の方法により、周知を図ることとします。

○その他の業務

出版業（映像製作・音声製作及び媒体の販売を含む）

投資助言業及び上記業務に関わる付帯業務